

「医療法人等に係る所得区分計算書」の記載上の留意点

1 社会保険診療とは

地方税法第72条の23第3項に掲げる下記の給付又は医療、介護、助産若しくはサービスです。

根拠法令	内容
健康保険法 ※	療養の給付 更生医療の給付 養育医療の給付 療育の給付 医療の給付 ※以下の給付を含む。 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 家族療養費 特別療養費 訪問看護療養費 家族訪問看護療養費
国民健康保険法 ※	
高齢者の医療の確保に関する法律 ※	
船員保険法 ※	
国家公務員共済組合法 ※	
防衛省の職員の給与等に関する法律 ※	
地方公務員等共済組合法 ※	
私立学校教職員共済法 ※	
戦傷病者特別援護法	
母子保健法	
児童福祉法	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	
生活保護法	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	医療支援給付のための医療 その他の給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	医療の給付
麻薬及び向精神薬取締法	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	
介護保険法	介護サービスの種類による。 詳細は、「2介護サービスの種類による区分」をご参照ください。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	指定自立支援医療 指定療養介護医療
児童福祉法	肢体不自由児通所医療 障害児入所医療 指定小児慢性特定疾病医療支援
難病の患者に対する医療等に関する法律	指定特定医療

2 介護サービスの種類による区分

介護保険法の規定に基づくサービス及び生活保護法の規定に基づく介護扶助については、法人事業税の非課税対象（社会保険分の医療収入）が次のとおり限定されています。

	サービスの種類	計上区分	
		社会保険 医療収入	自由診療 等収入
指定居宅サービス	訪問介護		○
	訪問入浴介護		○
	訪問看護	○	
	訪問リハビリテーション	○	
	居宅療養管理指導	○	
	通所介護（デイサービス）		○
	通所リハビリテーション（デイケア）	○ 注	○ 注
	短期入所生活介護		○
	短期入所療養介護	○ 注	○ 注
	特定施設入居者生活介護		○
	福祉用具貸与		○
特定福祉用具販売		○	
指定地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○
	夜間対応型訪問介護		○
	認知症対応型通所介護		○
	小規模多機能型居宅介護		○
	地域密着型通所介護		○
	認知症対応型共同生活介護		○
	地域密着型特定施設入居者生活介護		○
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		○
複合型サービス		○	
指定居宅介護支援	居宅介護支援（ケアマネジメント）		○
指定施設サービス	介護福祉施設サービス		○
	介護保健施設サービス	○ 注	○ 注
	介護医療院サービス	○ 注	○ 注
	指定介護療養施設サービス	○ 注	○ 注

	サービスの種類	計上区分	
		社会保険 医療収入	自由診療 等収入
指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護		○
	介護予防訪問看護	○	
	介護予防訪問リハビリテーション	○	
	介護予防居宅療養管理指導	○	
	介護予防通所リハビリテーション	○ 注	○ 注
	介護予防短期入所生活介護		○
	介護予防短期入所療養介護	○ 注	○ 注
	介護予防特定施設入居者生活介護		○
	介護予防福祉用具貸与		○
	特定介護予防福祉用具販売		○
指定地域密着型介護 予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護		○
	介護予防小規模多機能型居宅介護		○
	介護予防認知症対応型共同生活介護		○
指定介護予防支援	介護予防支援		○

注：居住費・食費（食材料費と調理費）・滞在費は「自由診療等収入」です。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も「自由診療等収入」です。